

農地・水・環境だより [第26号]

【栃木県多面的機能支払交付金通信】

平成28年3月

『農業・農村のいろいろな働き』シリーズ第3回

農業・農村は、米や野菜などの食料を安定的に供給する役割のほか、私たちの暮らしを守り、潤いをもたらす様々な役割(多面的機能)があります。

ここでは、その役割をシリーズで紹介します。

① 体験学習や教育の場となる働き (体験学習・教育機能)

農作業を体験したり、動植物や豊かな自然に触れたりすることにより、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。



さつまいもの作付体験



生きもの調査

② 医療・介護・福祉の場となる働き

緑豊かな農村で、土や豊かな自然に触れ農作業を体験することにより、高齢者や障害者の機能回復等に役立っています。



ポピー畑で花摘みを楽しんだ
デイサービスの皆さん



遊休農地の管理活動をした
福祉施設の皆さん

③ 歴史や文化を伝承する働き (伝統文化の伝承)

農村には、農産物の五穀豊穡に感謝するお祭りや農作業の安全祈願など伝統的な文化を守り受け継ぐことに役立っています。



伝統の田植衣装



花桶祭り



初午祭「飾り馬」



五行の舞



藁鉄砲作り



餅つき

組織の活動紹介

県内で取り組む組織の活動について紹介します。

◇下沢引田農村環境保全の会（鹿沼市）：伝統的な農法【学校との連携】



地元の鹿沼西小学校(5年生の授業)と連携して、今年で13回目となる「田んぼの学校田植え体験」を実施しました。参加した児童の感想文に「教室では体験できない」と喜んでくれているようです。また、校長先生や引率の先生からは、「これからもぜひ、田んぼの学校を続けて欲しい」との声を頂いております。今後も伝統的農法等による農業体験を通じて地域交流を図っていきたいと考えています。

◇蒲須坂農根の会（さくら市）

子供の頃にいた生きものや植物が田んぼ周りに賑わう環境を取り戻そうと、地区内の農業用水路を生態系保全区域としてフナやサギソウなどの植栽活動を地元押上小児童と実施しました。

子供達からは、「みんなで守るから環境が良くなるんだな」「フナも植物も元気に育って欲しい」などの感想文を頂きました。

本会では、皆で活動を継続することにより、地域の景観や生態系を保全したいと考えています。



◇望田保全会（那須塩原市）

段々畑(80a)や河川沿いの遊休農地(10a)を地域の景観を良くしようと地元の老人会と一緒に平成19年度より、パンジーやニッコウキスゲ等を植栽して地域の憩いの場として楽しんでいます。

最近では、地域住民以外の家族連れの来場者も増えていることから、年間を通した植栽活動へと展開しています。

地域の更なる活性化を目指して、景観形成などの活動を継続したいと考えています。



◇平成27年度とちぎの豊かな農村づくりフォーラムを開催 ～多面的機能の発揮を私たちの手で～ H28.2.9 栃木県総合文化センター

去る2月9日に栃木県総合文化センターメインホールに於いて『平成27年度とちぎの豊かな農村づくりフォーラム』を開催したところ、約1,000人の参加をいただきました。

栃木県農地水多面的機能保全推進協議会の大久保会長から、「これからの多面的機能の保全活動を地域の皆さんと共に考え、とちぎの豊かな農村づくりを伝えよう」と挨拶がありました。

白鷗大学ハンドベルクワイアによる透き通る音色のハンドベル演奏を皮切りに開会式が始まりました。

田んぼまわりの生きもの調査マップ・写真コンテスト表彰式では、11組織の作品が入選し受賞者は、栃木県農地水多面的機能保全推進協議会長の久保寿夫から賞状を授与されました。

基調講演では三重県多気町勢和地域資源保全・活用協議会の高橋幸照事務局長が「多面的機能支払制度に於ける広域活動と女性の参加」と題して、組織体制や様々な取組事例の紹介があり、活動の理解を深めました。

パネルトークでは「農村の魅力と多面的機能支払の役割や活動」をテーマにパネラーやコメンテーターから活動紹介があり、コーディネーターの宇都宮大学水谷名誉教授から農村の魅力である「食、伝統文化、景観、生きもの」の4つのキーワードに取組むことが地域活性化に繋がるとまとめられ、皆一様に聞き入っていました。

また、併設のギャラリーでは、田んぼまわりの生きもの調査マップ・写真コンテスト応募の全作品が展示されました。

【開会式】 【白鷗大学の演奏】



会場の様子



大久保会長挨拶



ハンドベルの演奏

【表彰式・記念撮影】 【基調講演】



表彰状授与



受賞者記念撮影



高橋幸照氏による講演

【パネルトーク】



コーディネーター・コメンテーターの皆様



パネリストの皆様



会場からの質問

Q&A

Q 地域資源保全管理構想はいつまでに策定するのか？

A 活動期間の最終年度までに担当市町へ提出します。ただし、平成 28 年度に終期を向える組織が平成 29 年度以降も継続して活動に取り組む場合は、現活動期間の最終年度までとなります。

※提出期限（対象活動期間）や作成様式などの詳細については、関係市町の担当者へお問い合わせください。

Q 施設の財産譲渡の手続きはどのようにすれば良いか？

A 水路や農道等の工事によって生じた工作物（施設の更新・新設が対象）は、完了後速やかに施設の管理者（土地改良区など）に譲渡します。手続き方法は、財産処分申請書を作成し担当市町に提出します。

※具体的な手続きなどについては、関係市町の担当者にご相談ください。

Q 平成28年度活動期間の終期を向える組織の継続手続き等について教えてください。

A 活動期間を継続する場合は、活動計画の変更により平成 30 年度まで延長が可能です。ただし、農地維持支払と資源向上支払の活動開始年度が異なる場合は活動期間の終了年度を合わせるなど調整してください。

○継続する場合の留意事項

- ・遡及返還の対象期間が延長する。
- ・平成 28 年度に地域資源保全管理構想の策定を行う。
- ・遊休農地解消は、平成 28 年度までに解消を図ること。

※詳細については、関係市町の担当者にご相談ください。

県協議会からのお知らせ

平成 27 年度の実施状況報告を作成する皆さんへ

・「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の適切な実施について推進活動の実施の記録と書類の保管をしてください。

・活動計画に変更があった場合は、変更認定手続きを実施します。

ア) 活動計画になかった活動を実施する場合

実施状況の報告までに、変更があった活動計画書等を提出します。

イ) 活動計画書に記載された遊休農地面積を解消した場合

翌年度の交付申請までに、事業計画の変更手続きを行ってください。

（遊休農地面積から解消面積を差し引いた計画書を提出します。）

※解消された遊休農地が再び遊休農地とならないよう保全管理活動を継続して実施します。

編集・発行 栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

〒321-0901 宇都宮市平出町1260番地 TEL：028-660-5702 FAX：028-660-5713

E-mail：nouchimizu@tcgdoren.or.jp URL：http://www.tcgnoouchimizu.net/